

66 新たな木材需要創出総合プロジェクト[新規]

【 1 , 6 8 9 (-) 百万円 】

対策のポイント

新たな地域材需要の創出のための製品・技術の開発・普及促進や、建築物・木材製品・木質バイオマス等の各分野での木材利用を幅広く拡大するとともに、これらの需要に応えうる地域材の安定的・効率的な供給体制の構築等を図ります。

< 背景 / 課題 >

- ・戦後造成した人工林が本格的な利用期を迎える中、「森林・林業基本計画」に基づいて国産材の利用拡大を図るためには、鉄筋コンクリート造・鉄骨造が主流となっている中高層建築物等における木質の新たな製品・技術の開発や一般的な建築材料としての普及を国土交通省と連携して進めることが必要です。
- ・また、同時に、公共建築物や住宅等での地域材の利用や、木質バイオマスの拡大等、各分野での取組を効果的に進めることが必要です。
- ・一方で、これまでの地域材の供給体制では、一定の出荷量が確保できず、大型製材工場等の需要に対応できない状況にあることから、これを転換し、需要に応じた品質、数量の地域材を安定的・効率的に供給する体制の構築が求められています。
- ・また、国際的な木材取引においては森林認証材が標準となりつつあり、将来の輸出も念頭に森林認証材の普及を図ることも重要です。

政策目標

- 国産材の供給・利用量の増加
(2,175万 m^3 (平成25年度) → 3,900万 m^3 (平成32年度))
- 木質バイオマス利用量の増加
(121万 m^3 (平成25年度) → 600万 m^3 (平成32年度))

< 主な内容 >

- 1 . C L T (直交集成板) 等新たな製品・技術の開発・普及
4 8 6 (-) 百万円
 - (1) C L T に関する建築基準の整備等の促進
C L T の建築基準の整備等に必要な強度データ、長期挙動データ、接合部データの収集、C L T の利用拡大に向けたC L T 施工マニュアル等の整備の取組を行います。
 - (2) 中高層建築物等に係る技術開発等の促進
中高層建築物等の木造化に向けた木質耐火部材の開発、長伐期化に伴って大径化したスギ等の利用拡大に向けた住宅分野等における新たな製品・技術の開発の取組を行います。また、C L T 建築等新たな製品・技術を活用した建築物の実証、C L T 等の新たな製品に対応した加工機械の開発・普及の取組を支援します。
 - (3) 木材を利用した建築物の建設に携わる担い手の育成等の促進
中高層建築物等への木材利用を促進するため、木材を利用した建築物に携わる設計者等の担い手を育成する取組を支援します。また、木造建築物等の健康面への効果や省エネ性能の定量化に向けた調査等の取組を行います。

< 各省との連携 >

- 国土交通省 ・ C L T を用いた建築物の一般的な設計法を確立するための研究開発を実施

2 . 地域材利用促進

9 6 0 (-) 百万円

- (1) 公共建築物等の木造化等の促進
公共建築物等の木造化・内装木質化に向けた設計段階からの技術支援等を行います。

< 各省との連携 >

- 文部科学省 ・ 地域材を活用して木造の学校施設を整備する場合等に、補助単価のかさ上げを実施

- (2) 新規分野における木材利用の促進
工作物・土木分野等における全国的な実証、働きかけ、ワークショップ等を通じた木材利用推進の取組を支援します。
- (3) 木づかい協力業者による木材利用の促進
工務店等と川中及び川上の関係者で構成する「木づかい協力業者グループ」が実施する地域材の利用拡大に向けたモデル的な取組を支援します。
- (4) 木づかい・森林づくり活動の全国的な展開
木づかいや森林づくりに対する国民の理解を醸成するための幅広い普及啓発、木育等の取組を支援します。
- (5) 木質バイオマスの利用拡大
地域密着型の小規模発電や熱利用など木質バイオマス(竹を含む。)のエネルギー利用及びセルロースナノファイバー等のマテリアル利用の促進に向け、サポート体制の構築及び技術開発等を支援します。
- (6) 海外での地域材利用
海外での地域材の利用技術の普及・向上のため、モデル建築における日本産木材の利用・展示等を行う取組を支援します。
- (7) 合法木材の普及促進
合法木材を普及促進するため、合法木材の国内外での調査や普及などの取組を支援します。

3 . 地域材の安定的・効率的な供給体制の構築

安定供給体制構築への支援

2 1 5 (-) 百万円

広域的な原木の安定供給に向けた、民有林と国有林が広域に連携した協議会の開催及びストックヤードの整備等による構想の実現に向けた取組を支援するとともに、C L T等に利用するラミナ等の安定供給に向けた中小製材工場の連携等を盛り込んだ地域循環型の構想の実現に向けた取組を支援します。

(関連対策)

(森林・林業再生基盤づくり交付金にて実施)

構想に基づく施設整備への支援

2 , 7 0 0 (2 , 2 0 0) 百万円の内数

C L Tの製造施設やストックヤード等の木材加工流通施設の整備を支援します。

4 . 森林認証・認証材普及促進対策

2 7 (-) 百万円

(1) 森林認証材の供給体制の構築

森林認証 (FM認証・CoC認証) の取得を促進するため、都道府県単位で森林所有者と素材生産から製品の加工・流通にいたるまでの関係者による協議会等を設置し、認証取得に向けた合意形成や、認証取得に必要な事前の現地調査、認証材の分別管理マニュアルの作成等を支援します。

(2) 森林認証・認証材の普及促進

各地域に設置される協議会間の連絡調整や取組状況のとりまとめ等を行うとともに、国内において森林認証・認証材を普及させるために必要な情報を各協議会に提供します。また、各地域での取組結果等をもとに普及資料の作成を行います。

(補助率：定額、1 / 2)
1 及び 4 の一部は委託
事業実施主体：国、民間団体

お問い合わせ先：

1、3 及び 4 (1) の事業

林野庁木材産業課 (0 3 - 3 5 0 2 - 8 0 6 2)

2 の事業

林野庁木材利用課 (0 3 - 6 7 4 4 - 2 2 9 6)

4 (2) の事業

林野庁計画課 (0 3 - 6 7 4 4 - 2 3 0 0)

新たな木材需要創出総合プロジェクト[新規] [平成27年度予算概算決定額 1,689(-)百万円]

背景

戦後造成した人工林が本格的な利用期を迎える中、豊富な森林資源を循環利用し、林業の成長産業化を実現するためには、幅広い分野で、新たな木材の需要拡大に積極的に取り組む必要。

実施内容

林業の成長産業化を実現するため、新たな製品・技術の開発・普及や、建築物・木材製品・木質バイオマス等の各分野での木材利用を幅広く拡大することで、新たな木材の需要を創出するとともに、これらの需要に応える地域材の安定的・効率的な供給体制の構築等に対して総合的に支援。

CLT(直交集成板)等新たな製品・技術の開発・普及 【486(-)百万円】



・CLTの建築基準整備に必要な強度データ収集等



・CLTを用いた建築物の実証



・木質耐火部材の開発



・住宅分野等における新たな製品・技術の開発



・加工機械の開発・普及



・設計士等の人材育成
・木造建築物等の健康面への効果や省エネ性能等調査

地域材利用促進 【960(-)百万円】



・公共建築物等の木造化・内装木質化に向けた設計段階からの技術支援等



・工作物 土木等新規分野での木材利用の実証・普及



・工務店等による地域材のモデル的な利用の促進



・木づかい 森林づくり活動の全国的展開



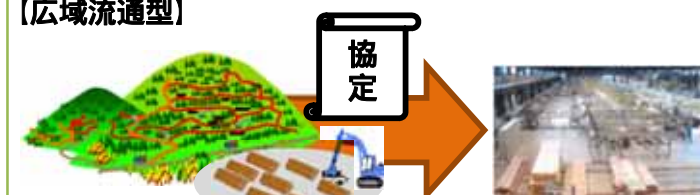
・木質バイオマスのエネルギー及びマテリアル利用に向け、相談窓口の設置、技術開発等



・輸出の促進 合法木材の普及に向けた調査・普及等

地域材の安定供給体制の構築 【215(-)百万円】

【広域流通型】



・民有林と国有林の連携した協議会の設置や広域原木流通構想に基づく取組への支援

【地域循環型】



・CLT等のラミナ等供給に向けた中小製材工場の連携や山元と地域の加工工場等が連携した体制構築への支援

森林認証・認証材の普及促進 【27(-)百万円】



・国内の森林認証・認証材の普及のため、認証取得に向けた関係者の合意形成への支援等



大型木造建築物等への地域材の利用等

67 森林・山村多面的機能発揮対策

【 2 , 5 0 0 (3 , 0 0 0) 百万円 】

対策のポイント

森林の有する多面的機能の発揮に向け、地域住民等による森林の保全管理活動等の取組への支援を充実・強化します。

< 背景 / 課題 >

- ・森林の有する多面的機能を発揮するためには、適切な森林整備や計画的な森林資源の利用が不可欠ですが、林業の不振、山村地域の過疎化・高齢化により地域住民と森林との関係が希薄化し、適切な森林整備等が行われていない箇所が見られます。
- ・このため、地域住民等による共同活動への支援策を充実・強化することが必要です。

政策目標

全国800地域で地域の特性に応じた森林の保全管理や山村活性化の取組を推進（平成26年度～28年度）

< 主な内容 >

- 1 . 森林・山村多面的機能発揮対策交付金 2 , 4 8 5 (2 , 9 8 5) 百万円
地域住民、森林所有者、自伐林家等が協力して行う、以下の取組を支援します。

また、活動組織に対する安全講習の開催など地域協議会の機能強化を支援します。

地域環境保全タイプ

集落周辺の美しい里山林を維持するための景観保全・整備活動、森林内に侵入したモウソウチク等の竹林の伐採・除去や利用に向けた取組

森林資源利用タイプ

広葉樹等の森林資源をしいたけ原木等に活用することを目的とした樹木の伐採、玉伐り、搬出等

教育・研修活動タイプ

森林を利用した環境教育や研修活動

森林機能強化タイプ

事業の円滑な実施に必要な路網や歩道の補修・機能強化、鳥獣害防止施設の改良等

機材及び資材の整備

上記 、 及び の活動の実施に必要な機材及び資材の整備

（ 補助率：定額
事業実施主体：地域協議会 ）

- 2 . 森林・山村多面的機能発揮対策評価検証事業 1 5 (1 5) 百万円

1 による活動の成果について評価・検証するとともに、各地域協議会、活動組織等を集めてそれらの活動内容の報告・意見交換会を開催します。

（ 委託費
委託先：民間団体 ）

[お問い合わせ先：林野庁森林利用課 (0 3 - 3 5 0 2 - 0 0 4 8)]

森林・山村多面的機能発揮対策

【平成27年度予算概算決定額 2,500(3,000)百万円】

背景 森林の有する多面的機能の発揮には、適切な森林整備や計画的な森林資源の利用が不可欠だが、地域住民と森林との関わりが希薄化し、適切な森林整備等が行われていない箇所が見られる。

事業 地域住民、森林所有者、自伐林家等が協力して実施する里山林の保全、森林資源の利活用、森林環境教育・研修活動など、以下の取組を支援。
 ・補助率：定額 ・1活動組織当たりの交付上限額：500万円

〔事業の内容〕

地域協議会：都道府県、市町村、学識経験者、関係団体等で構成

国

〔交付金〕

交付金の管理、活動組織の持続的な体制を支援

森林のマッチング

森林整備実施の合意がとれた森林を活動組織に紹介

安全研修等の実施

活動組織が必要とする安全研修等を実施

資機材貸与

活動組織が必要とする資機材の貸し出しを実施

活動組織：地域住民、森林所有者、自伐林家等で構成

支援対象となる活動組織の活動内容例

地域環境保全タイプ



里山林景観を維持するための活動
(16万円/ha)



侵入竹の伐採・除去活動
(38万円/ha)

森林資源利用タイプ



しいたけ原木などとして利用するための伐採活動
(16万円/ha)

教育・研修活動タイプ



森林環境教育の実践
(5万円/回：年度内の上限12回)

森林機能強化タイプ



路網の補修・機能強化等
(1千円/m)

機材及び資材の整備：教育・研修活動タイプを除く上記活動の実施に必要な機材及び資材の整備(1/2以内)

評価検証事業受託者：民間団体

上記の活動の評価・検証等

活動の成果の評価・検証

地域協議会、活動組織等を集めた報告・意見交換会

68 施業集約化の加速化

【 2 4 1 (2 4 3) 百万円 】

対策のポイント

施業集約化に向けた森林境界の明確化を促進するとともに、新たな技術を活用し、効率的に施業提案等を行うための仕組みづくりを推進します。

< 背景 / 課題 >

- ・国産材の安定供給体制を構築していくためには、意欲ある担い手に施業を集約化し、効率的な森林施業を進めることが必要です。
- ・また、森林所有者の多くが高齢化し、不在村化する場合も見られる中、施業集約化を図るためには、早急に森林境界の明確化を進めるとともに、現地調査や立会いなどが不要となる仕組みを構築するなど省力化を図っていくことが必要です。

政策目標

民有林における森林経営計画作成率
(17% (平成24年度) → 80% (平成32年度))

< 主な内容 >

1 . 森林整備地域活動支援交付金等 2 3 4 (2 4 3) 百万円

森林経営計画の作成や森林施業の集約化に必要な森林情報の収集や合意形成活動、既存路網の簡易な改良に対して支援します。

また、施業集約化に向け、森林境界の明確化等の活動を支援するとともに、民有林と隣接する国有林においても取組を進めます。

森林整備地域活動支援交付金 1 5 0 (1 5 0) 百万円

民国連携境界明確化対策 8 4 (9 3) 百万円

補助率：定額 (1 / 2 相当)

事業実施主体：国、民間団体、市町村等が構成する協議会

2 . 施業集約化促進のための森林情報整備実証事業 [新規] 7 (-) 百万円

3次元地図や過去の空中写真などの森林情報を活用した施業提案や森林境界の確認等をモデル的に実証します。

委託費

委託先：民間団体

< 各省との連携 >

- 国土交通省 ・ 森林所有者や森林境界情報の共有・活用、地籍整備の推進

お問い合わせ先：

1 の 事業 林野庁森林利用課 (0 3 - 3 5 0 1 - 3 8 4 5)

1 の 事業 林野庁業務課 (0 3 - 6 7 4 4 - 2 3 2 9)

2 の事業 林野庁森林利用課 (0 3 - 3 5 0 1 - 3 8 4 5)

施業集約化の加速化

[平成27年度予算概算決定額 241(243)百万円]

- 林業の成長産業化に向け、国産材の安定供給体制を構築するためには、意欲ある担い手に施業を集約化し、効率的な森林施業を進めることが必要。
- 施業集約化の促進に向け、森林所有者・森林境界の明確化等への支援に加え、3次元地図等を活用し効率的に施業提案や森林境界の確認を進める手法を実証。

■ 施業集約化前 (背景/課題)

小規模・分散で生産性が低く、施業が困難で行われない森林も

所有者の意向が確認できない

間伐材が搬出できない



森林の境界や所有者が不明

更に、森林所有者の高齢化や不在村化が進行

- ・効率的な森林施業を進めるためには、森林境界の明確化が必要
- ・現地調査や立会を不要にするなど省力化が必要
- ・不在村森林所有者と現場をつなぐ仕組みが必要

■ 施業集約化後 (事業の内容)

森林境界の明確化の活動を支援

3次元地図などの森林情報を活用した施業提案や境界確認

施業集約化の働きかけや森林情報の収集等を支援



森林所有者・森林境界の明確化や不在村森林所有者への働きかけ

森林施業の集約化を促進

間伐材の搬出が可能

効率的な路網整備が可能

効率的な作業システムが可能



69 森林・林業人材育成対策

【 6, 1 7 6 (6, 6 2 7) 百万円 】
(平成26年度補正予算 3 2 5 百万円)

対策のポイント

- ・「緑の雇用」事業を通じた新規就業者の確保・育成等を支援します。
- ・森林・林業に関する高度な知識・技術を有する人材を育成します。

< 背景 / 課題 >

- ・林業の持続的かつ健全な発展を図るためには、施業集約化等の推進、低コストで効率的な作業システムによる施業の実施とともに、これらを担う人材の確保・育成が必要です。
- ・これからの森林・林業に必要な人材として、間伐等の森林整備を安全かつ効率的に行える現場技能者を確保・育成するとともに、地域における森林づくりのマスタープランの作成・実行を指導できる技術者や施業集約化・森林経営計画作成を着実に実践できる能力を有する技術者の育成が重要です。
- ・特に、現場技能者の確保・育成については、新規就業者の適性を伸ばす多様な育成スタイルに対応するとともに、これらの者が安心して定着できる安全な就業環境を整える必要があります。

政策目標

- 現場管理責任者等を5,000人育成（平成32年度）
- 素材生産量に占める高性能林業機械を使用した生産量の割合（約 5 割（平成23年度）→約 7 割（平成31年度））
- 森林総合監理士を2,000～3,000人育成（平成32年度）
- 森林施業プランナーを2,100人認定（平成27年度）
- 民有林における森林経営計画の作成率を80%に向上（平成32年度）
- 林業労働災害死傷者数を15%以上減少（平成31年度（対平成26年度比））

< 主な内容 >

1. 「緑の新規就業」総合支援事業 6, 0 0 2 (6, 4 1 9) 百万円
(1) 「緑の雇用」現場技能者育成対策事業 5, 6 8 3 (6, 0 5 5) 百万円
(平成26年度補正予算 3 2 5 百万円)

(ア) 新規就業者の確保・育成・キャリアアップ

就業体験やガイダンス、トライアル雇用による新規就業者の確保、3年間のOJT研修等による新規就業者の育成、現場管理責任者等へのキャリアアップ、就業環境整備等に必要な経費を支援します。
の3年間研修の受講可能期間は最大5年、研修生1人当たり9万円/月等を助成

(イ) 林業機械・作業システム高度化技能者育成

木材の生産性の向上を図るため、急傾斜地等における高度な索張り技術等を備えた技能者の育成等を実施します。

(ウ) 林業労働安全推進対策〔新規〕

林業事業体の自主的な安全活動を促進するため、林業事業体の指導等を担える労働安全の専門家を新たに養成することを支援します。

（ 委託費、補助率：定額 ）
（ 委託先、事業実施主体：民間団体 ）

[平成27年度予算の概要]

(2) 緑の青年就業準備給付金事業 319 (364) 百万円

林業への就業に向け、林業大学校等において必要な知識の習得等を行い、将来的に林業経営をも担い得る有望な人材として期待される青年を支援します。

就業希望者1人当たり150万円/年を最大2年間給付

補助率：定額
事業実施主体：都道府県等

2. 森林づくり主導人材育成対策 174 (208) 百万円

(1) 森林総合監理士等育成対策事業 100 (118) 百万円

森林総合監理士の候補となる若手技術者の育成を図るため、研修の実施及びカリキュラムの改善を行うとともに、研修への参加等を支援します。また、技術者の育成に向けて調査・検証し、体系的な人材育成の在り方を検討します。

委託費、補助率：1 / 2
委託先：民間団体
事業実施主体：都道府県等

(2) 森林施業プランナー実践力向上対策事業 74 (91) 百万円

施業集約化・森林経営計画作成の中核を担う森林施業プランナーの実践力を向上させるための研修、林業事業体の実践体制の評価、森林施業プランナーの認定制度の普及等を支援します。

補助率：定額、1 / 2
事業実施主体：民間団体

お問い合わせ先：

1 (1) (ア) (ウ) 1 (2) 及び 2 (2) の事業

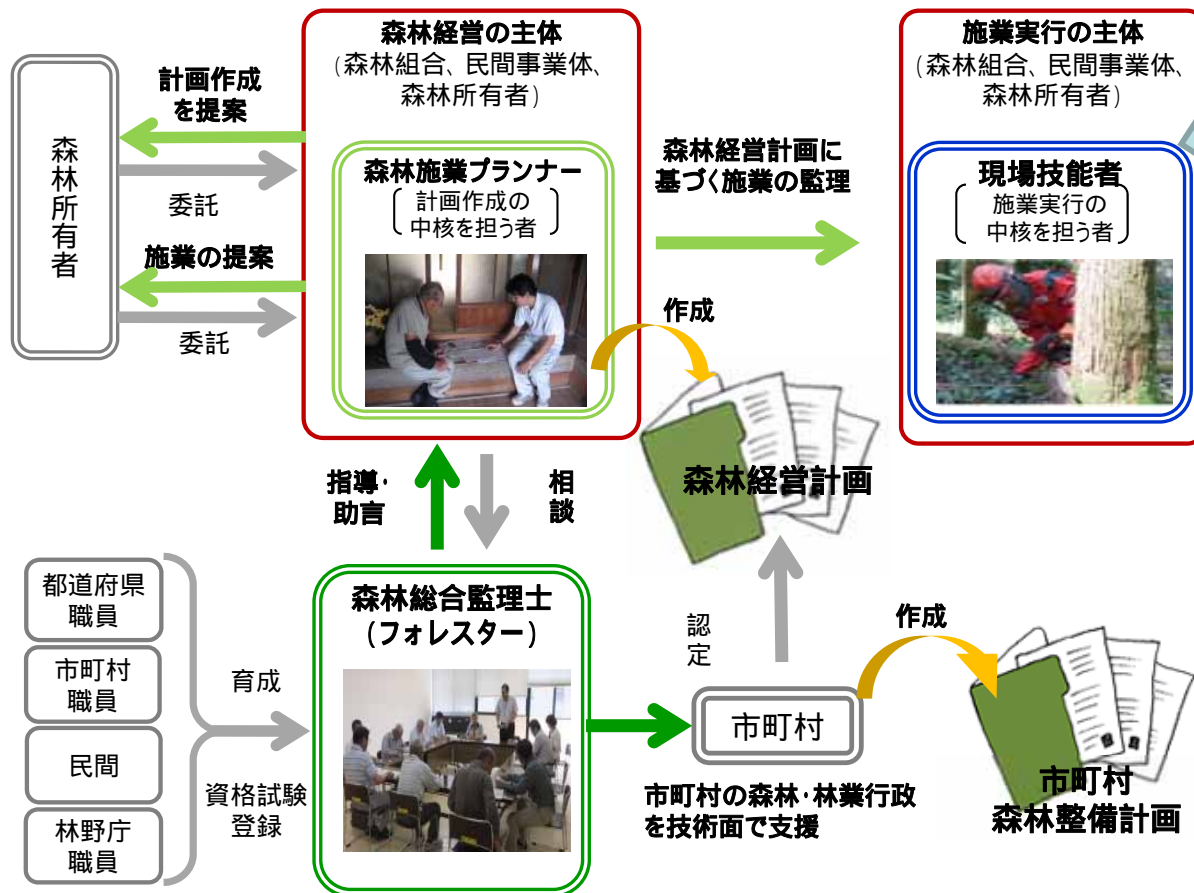
林野庁経営課 (03 - 3502 - 8048)

1 (1) (イ) 及び 2 (1) の事業

林野庁研究指導課 (03 - 3502 - 5721)

- 「緑の雇用」事業を推進し、新規就業者を確保するとともに、現場技能者として段階的・体系的に育成。
- また、施業集約化と森林経営計画作成の中核を担う「森林施業プランナー」、地域全体の森林づくり・林業活性化の構想策定・実行を技術面で支援する「森林総合監理士(フォレスター)」等を育成。

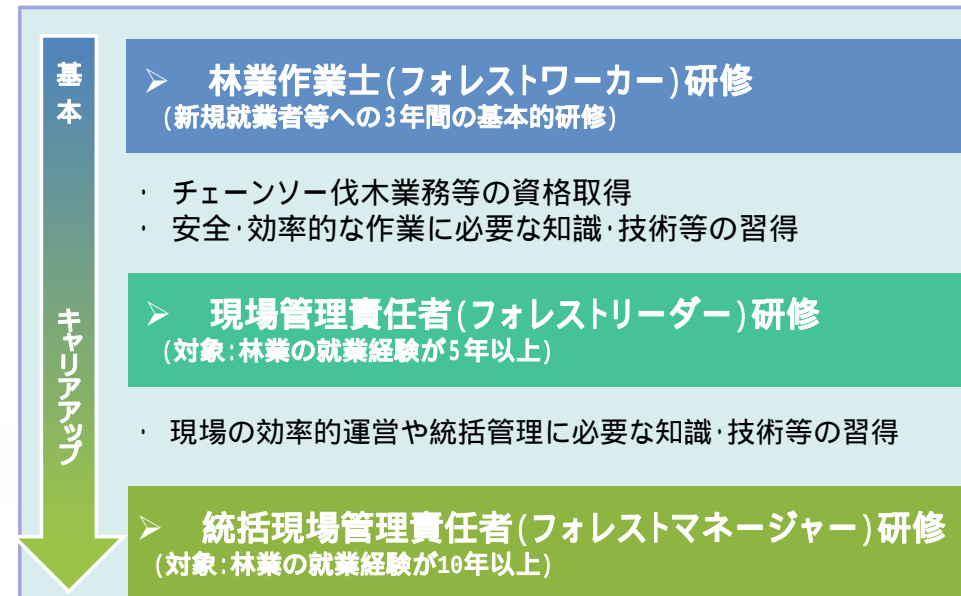
■ 林業技術者・技能者の育成



◆ 現場技能者

- 総括現場管理責任者(フォレストマネージャー)等
- 高い生産性・安全性を確保しながら林業の現場作業ができる技能者
- 森林作業道作設オペレーター、架線技能者
- 現地の状況に応じて森林作業道を作設できる技能者や高度な索張り技術を備えた架線技能者

■ 「緑の雇用」による現場技能者の育成



70 持続的な森林・林業経営対策

【 9 1 8 (1 , 2 1 8) 百万円 】

対策のポイント

持続的な森林・林業経営の実現に向け、次世代架線系林業機械の開発、特用林産物の生産振興対策、林業者等の資金調達の円滑化等を推進します。

< 背景 / 課題 >

- ・我が国の森林・林業を再生し、持続的な森林・林業経営を確立するためには、低コストで効率的な作業システムの確立が不可欠です。
- ・とりわけ急傾斜地等での施業においては、架線集材による作業システムの必要性が高まっており、その基盤となる機械の開発に加え、技能者の育成が課題となっています。
- ・さらに、持続的な林業経営を実現するためには、きのこ類等の特用林産物の販売・利用拡大を図ることも重要です。

政策目標

- 素材生産量に占める高性能林業機械を使用した生産量の割合向上
(約 5 割 (平成23年度) → 約 7 割 (平成31年度))
- 国産きのこ類の生産量447千トン (平成20年) → 472千トン (平成27年)
- 林業者等の地域材利用、森林整備、経営改善等に必要な資金調達の円滑化

< 主な内容 >

- 1 . 次世代架線系林業機械開発等生産性向上事業 7 2 (8 5) 百万円
(1) 次世代架線系高性能林業機械等開発推進事業 6 5 (7 7) 百万円
I T 技術等を活用し、安全性と省エネルギー性などに優れ、急傾斜地等における効率的な作業システムに対応した林業機械等の開発を行います。

（ 委託費
委託先：民間団体等 ）

- (2) 低コスト造林技術実証・導入促進事業 7 (7) 百万円
伐採と地拵えの一体化による低コスト造林技術等を実証してデータを収集・整理し、導入促進に向けたノウハウの提案等を行います。

（ 委託費
委託先：民間団体等 ）

(関連対策)

- 「緑の雇用」現場技能者育成対策事業 5 , 6 8 3 (6 , 0 5 5) 百万円
急傾斜地等での効率的な架線集材を実現する高度な索張り技術等を備えた技能者の育成とともに、森林作業道作設オペレーターの育成強化を行います。

- 2 . 特用林産物振興・新需要創出事業 2 1 (2 5) 百万円
(1) 新需要創出品目別支援 1 4 (1 5) 百万円
特用林産物の新たな需要の創出に向け、新規用途開拓など品目別の課題の解決に向けた取組を支援します。

（ 補助率： 1 / 2
事業実施主体：民間団体 ）

- (2) 安全なきのこ原木安定供給体制構築支援 8 (1 0) 百万円
きのこ原木等の安定供給体制構築に向け、原木需給情報の収集・分析、コーディネーターによるマッチング等を支援します。

（ 補助率：定額
事業実施主体：民間団体 ）

3 . 林業金融対策

- (1) 利子助成による地域材利用の促進 4 4 9 (4 5 2) 百万円
地域材利用を促進するため、林業の経営改善や木材の生産・加工・流通の合理化に取り組む意欲ある林業者等に対し、最大2%の利子助成を行います。

〔 地域材利用促進緊急利子助成事業 融資枠：40億円
補助率：定額
事業実施主体：全国木材協同組合連合会 〕

- (2) 無利子資金による森林整備の推進 6 2 (3 3 8) 百万円
森林整備を推進するため、施業規模を集積させた林業者に対し、有利子の日本政策金融公庫資金等と無利子資金（森林整備活性化資金）を併せて貸し付けることにより、金利負担を軽減します。

〔 森林整備活性化資金利子補給金 融資枠：17億円
補助率：定額
事業実施主体：独立行政法人農林漁業信用基金 〕

- (3) 木材加工設備導入利子助成支援事業 5 (1 0) 百万円
木材製品の高付加価値化や経営の多角化等を図るための設備導入とそれに伴う施設・設備廃棄等に必要な資金の借入に対する利子助成を行います。

〔 木材加工設備導入利子助成支援事業 融資枠：3億円
補助率：1/2、2/3
補助率2/3は木質バイオマス利用施設整備の場合
事業実施主体：民間団体 〕

- (4) 信用保証の基盤強化と林業・木材産業の合理化の推進

- (ア) 林業信用保証の基盤強化 2 5 6 (2 5 6) 百万円
林業者・木材産業者が資金調達を円滑に行うことができるよう、高水準にある代位弁済費の一部について支援を行うことにより、保証料の軽減を図ります。

〔 森林・林業再生支援林業信用保証事業
補助率：定額
事業実施主体：独立行政法人農林漁業信用基金 〕

- (イ) 低利運転資金による林業・木材産業の合理化の推進 5 3 (5 3) 百万円
林業事業者等による事業の合理化等のため、低利運転資金の貸付を行います。

〔 木材産業等高度化推進資金事業 融資枠：600億円
補助率：定額
事業実施主体：独立行政法人農林漁業信用基金 〕

〔 お問い合わせ先：
1 (1) の事業 林野庁研究指導課 (0 3 - 3 5 0 1 - 5 0 2 5)
1 (2) の事業 林野庁整備課 (0 3 - 3 5 0 2 - 8 0 6 5)
2 の事業 林野庁経営課 (0 3 - 3 5 0 2 - 8 0 5 9)
3 (1) (2) 及び (4) の事業
林野庁企画課 (0 3 - 3 5 0 2 - 8 0 3 7)
3 (3) の事業 林野庁木材産業課 (0 3 - 6 7 4 4 - 2 2 9 0) 〕

71 森林病虫害等被害対策

【 940 (930) 百万円 】

対策のポイント

森林病虫害等による森林被害対策として必要な取組を実施します。

< 背景 / 課題 >

我が国の森林資源を循環利用して林業の成長産業化を実現するためには、森林病虫害等被害対策を的確に実施する必要があります。

政策目標

- 保全すべき松林の被害率を全国的に 1 % 未満の「微害」に抑制（毎年度）
- 森林・林業基本計画等に基づき、多様で健全な森林環境の保全を図り、森林の有する多面的機能の発揮を促進

< 主な内容 >

1. 森林病虫害等被害対策事業

(1) 森林害虫駆除事業委託

197 (197) 百万円

東北地方における松くい虫被害の拡大の未然防止、佐渡におけるトキの営巣木等の保全を図るため、農林水産大臣の駆除命令による伐倒駆除等や、薬剤防除自然環境等影響調査等を実施します。

（委託費）
委託先：都道府県

(2) 森林病虫害等防除損失補償金

2 (2) 百万円

農林水産大臣の命令を受けて伐倒を行うことにより通常生ずべき損失額に相当する金額及び薬剤による防除又ははく皮、焼却の措置を行うのに通常要すべき費用に相当する金額等を補償します。

（補助率：10 / 10）
事業実施主体：国

(3) 森林病虫害等防除事業費補助金

670 (677) 百万円

(ア) 被害拡大地域対策事業（松くい虫防除）

従来被害がなかった地域で新たな被害が発生している高緯度・高標高地域等における松くい虫防除対策を実施します。

(イ) 環境に配慮した松林保全対策事業

天敵微生物等を用いた伐倒駆除等、松林や周辺の環境に配慮した防除対策を実施します。

(ウ) 政令指定病虫害等防除事業

せん孔虫類、食葉性害虫、のねずみ等による被害のまん延を防止するための防除対策並びにナラ枯れ被害対策の防除措置を実施します。

（補助率：1 / 2（（ウ）ののねずみは北海道 3 / 8 それ以外 1 / 3））
事業実施主体：地域協議会、都道府県、市町村

2. 世界遺産の森林生態系保全管理の推進

71 (54) 百万円

世界自然遺産について森林生態系の保全管理に必要な調査等を実施します。特に、候補地である「奄美・琉球」の適切な保全管理を図るために必要な植生分布図を作成するとともに、森林生態系の保全に配慮した管理経営手法の開発を実施します。

（委託費、補助率：定額）
委託先、事業実施主体：民間団体等

（お問い合わせ先：
1 の事業 林野庁研究指導課 (03 - 3502 - 1063)
2 の事業 林野庁森林利用課 (03 - 3501 - 3845)

72 花粉発生源対策の推進

【 1 0 2 (8 5) 百万円 】

対策のポイント

花粉症の緩和に向け、花粉症対策苗木の供給拡大と山元での植替えを推進します。

< 背景 / 課題 >

- ・近年では国民の3割が罹患し国民病とも言われている花粉症は、医療費の支出、労働生産性の低下等国民経済上のマイナス要因となっています。
- ・スギの花粉症対策苗木の供給量は平成17年度の9万本から平成25年度には201万本と約22倍に増加していますが、平成25年度のスギ苗木供給量全体に占める花粉症対策苗木の割合は約1割という状況です。
- ・花粉症の緩和に向け、花粉症対策苗木の供給量の増大を図るとともに、山元での植替えを推進していくことが必要です。

政策目標

スギの花粉症対策苗木の供給量

(201万本 (平成25年度) → 1,000万本 (平成29年度))

< 主な内容 >

1. 花粉症対策苗木の供給拡大等 1 0 2 (8 5) 百万円
(1) ミニチュア採種園等の整備 1 2 (1 8) 百万円
花粉症対策苗木等の生産を目的としたミニチュア採種園の造成・改良等を支援します。
- (2) 種苗生産施設の体制整備 4 1 (5 0) 百万円
花粉症対策苗木の生産拡大に向けた育苗機械や種苗生産施設等の整備を支援します。
- (3) コンテナ苗生産の技術研修 [新規] 1 9 (-) 百万円
花粉症対策苗木の生産を拡大するため、苗木生産者に対し、花粉症対策品種等のコンテナ苗生産の技術研修等を実施します。
- (4) コンテナ苗需給拡大 [新規] 1 0 (-) 百万円
花粉症対策品種等のコンテナ苗の生産や利用の拡大を図るため、苗木生産者、造林事業者、素材生産業者、行政、研究機関等が一堂に会して合意形成や条件整備等に取り組む協議会の設置・運営等を支援します。
- (5) 普及啓発活動の実施 [新規] 3 (-) 百万円
森林所有者や林業関係者に対する花粉発生源対策に係る普及啓発活動を実施します。
- (6) スギ・ヒノキ花粉飛散量推定の推進 1 6 (1 7) 百万円
スギ花粉発生量推定のためのスギ雄花の着花状況の調査及びヒノキ花粉発生量の推定に向けた実証調査を支援します。

補助率：定額、1 / 2
事業実施主体：都道府県、事業協同組合、農業協同組合、森林組合、民間団体等

[平成27年度予算の概要]

2. 花粉発生源対策促進事業〔新規〕

農山漁村地域整備交付金で実施

106,650(－)百万円の内数

花粉症対策苗木に対する需要の喚起を図るため、スギ人工林等の花粉発生源となっている森林を対象として、花粉発生源の立木の伐倒・除去及び花粉症対策苗木の植栽に必要な経費の一部を支援します。

(関連対策)

農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業

菌類を活用したスギ花粉飛散防止液の高度化と実用的な施用技術の開発

5, 238 (5, 217) 百万円の内数

スギ花粉飛散防止剤の製品化や効果的な散布手法の開発等、スギ花粉の飛散防止技術の実用化に向けた研究を推進します。

〔平成26～28年度、委託費〕
委託先：(独)森林総合研究所等

お問い合わせ先：

1の事業	(1)	林野庁研究指導課	(03 - 6744 - 2312)
	(2)(3)(4)	整備課	(03 - 3502 - 8065)
	(5)(6)	森林利用課	(03 - 3501 - 3845)
2の事業		林野庁整備課	(03 - 3591 - 5893)
関連対策の事業		農林水産技術会議事務局研究推進課	(03 - 6744 - 7044)

【背景 / 課題】

スギ花粉症は今や国民の3割が罹患しているといわれており、花粉発生源対策を推進する必要。
これまで少花粉スギ等の花粉症対策品種の開発・生産拡大等に取り組んできたが、スギ苗木供給量全体に占める花粉症対策苗木の割合は約1割という状況。

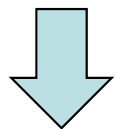
【対策のポイント】

花粉症の緩和に向け、花粉症対策苗木の供給量の増大を図るとともに、山元での植替えを推進します。

【目標】

スギの花粉症対策苗木の供給量

201万本
(平成25年度)



1,000万本
(平成29年度)

花粉症対策苗木の供給拡大等



ミニチュア採種園等の造成等への支援



種苗生産施設等の整備に対する支援



生産技術習得・向上の取組への支援



花粉症対策品種等のコンテナ苗の生産や利用の拡大に取り組む協議会への支援



- 森林所有者の花粉発生源対策への普及啓発
- 花粉発生源推定のための調査

花粉発生源対策促進事業 (花粉症対策苗木に対する需要の喚起)



花粉発生源の立木の伐倒・除去を支援



花粉症対策苗木について、コンテナ苗による植栽等を支援

73 資源管理の推進 [新規]

【1, 525 (一) 百万円】
(平成26年度補正予算 3, 488 百万円)

対策のポイント

- ・我が国におけるIQ方式等による資源管理手法の効果について、マサバ太平洋系群及びスケトウダラ日本海系群を対象に実証試験調査を行います。
- ・漁業者によるこれまでの資源管理計画の評価に加え、科学的調査等の結果を踏まえて、より高度かつ効果的な自主的資源管理措置の導入に向けた取組を支援します。
- ・他魚種転換等の経営多角化等による漁船漁業の収益性向上の取組を支援します。

<背景／課題>

- ・国民に対する水産物安定供給の確保や水産業の健全な発展の基盤となる水産資源の適切な管理のためには、漁獲可能量（TAC）制度等の公的管理と資源管理計画に基づく漁業者の自主的管理を高度化し、両者の連携を確保するとともに、特に資源が低位又は減少傾向の魚種をより効果的に管理し、資源の維持・回復を実現することが必要です。
- ・また、適切な資源管理に不可欠な資源評価の精度向上、資源管理と連携した集中的かつ効果的な種苗放流を実施する必要があります。
- ・さらに、資源管理措置に対応した収益性の高い操業体制への転換を図ることが必要です。

政策目標

- 中位又は高位水準の魚種比率の増大（直近5か年の指標の平均値より増大）
- 国際機関による管理対象魚種及び協定数の維持増大（対前年増又は同数）
- 我が国周辺水域における重要魚種の資源評価結果を各種資源管理施策等へ反映（毎年度52魚種・84系統）

<主な内容>

1. 資源管理高度化推進事業

477 (一) 百万円

マサバ太平洋系群及びスケトウダラ日本海北部系群を対象に行うIQ方式等による資源管理手法の効果実証、漁業者等が行う資源管理計画の高度化に向けた評価・検証等を支援します。

資源管理指針等高度化推進事業 65 (一) 百万円
資源管理体制高度化推進事業 412 (一) 百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体等、都道府県資源管理協議会

2. 包括的な国際資源管理体制構築事業

392 (一) 百万円

国際的に厳しく資源管理されているかつお・まぐろ類について、漁獲報告の電子化等による我が国漁船の漁獲管理、科学データ収集のための体制強化、DNA検査の強化等による輸入水産物の適正化等を包括的に実施します。

委託費
委託先：民間団体等

3. 広域種資源造成型栽培漁業推進事業

113 (一) 百万円

早急に資源回復が必要なトラフグについて、資源管理と連携した集中的な放流を行うとともに、ヒラメ、マツカワ等について各県が連携して行う適地放流の効果実証等を支援します。

〔委託費、補助率：定額、1／2以内〕
〔委託先、事業実施主体：民間団体等〕

4. 資源評価精度向上のための次世代型計量魚群探知機の開発事業

44 (一) 百万円

効率的かつ高精度の資源評価手法を確立するため、低周波かつ広帯域の音波を用いて、魚群量に加え、魚種や魚体長も把握できる次世代型計量魚群探知機を開発します。

〔委託費〕
〔委託先：民間団体等〕

5. 漁業構造改革総合対策事業

500 (一) 百万円

(平成26年度補正予算 3,488百万円)

大幅な漁獲可能量(TAC)の削減等強度な公的資源管理措置が導入される場合、関係する漁業者グループ等が取り組む漁業経営安定を目指した他魚種転換等の経営多角化等、収益性向上のための取組を支援します。

〔補助率：定額、用船料相当額の1／3、1／2以内等〕
〔事業実施主体：特定非営利活動法人 水産業・漁村活性化推進機構〕

(関連対策)

1. 国際資源評価等推進事業

1,106 (1,115) 百万円

国際漁業資源の適切な評価のための調査船調査、市場調査、サンプル解析等を実施します。また、カツオ等については、エルニーニョ現象等、熱帯域の海洋環境の変動が資源量、回遊経路等に及ぼす影響を調査します。

〔委託費、補助率：定額、1／2以内〕
〔委託先、事業実施主体：民間団体等〕

2. 我が国周辺水域資源評価等推進事業

1,442 (1,470) 百万円

我が国周辺水域の主要魚種(TAC対象魚種等)について、資源調査・評価等を実施するとともに、資源評価の精度向上のため海洋環境の変動による水産資源への影響の調査等を支援します。

〔委託費、補助率：定額、1／2以内〕
〔委託先、事業実施主体：民間団体等〕

3. 広域資源管理強化推進事業

140 (156) 百万円

漁獲可能量(TAC)制度等を適確に運用するための漁獲情報等の集計・解析及びデータベースシステムの保守管理、並びに重要な広域資源である太平洋クロマグロ及びベニズワイガニについて漁獲情報等を収集するための体制整備を行います。

〔委託費〕
〔委託先：民間団体等〕

お問い合わせ先：

1、関連3の事業	水産庁管理課	(03-3502-8437)
2、5の事業	水産庁漁業調整課	(03-6744-2393)
3の事業	水産庁栽培養殖課	(03-3501-3848)
4の事業	水産庁研究指導課	(03-3591-7410)
関連1、2の事業	水産庁漁場資源課	(03-3502-8486)

資源管理高度化推進事業

【平成27年度予算概算決定額 477(一)百万円】

- ・これまで、資源管理指針・資源管理計画の仕組みに、基本的に全ての漁業者が参画するよう促進してきたところ。今後も引き続き、広域に分布する魚種を中心に、更なる参画促進を図る。
- ・一方で、既存の計画の効果について評価・検証するとともに、更なる高度化・見直しに向けた検討と取組を行い、水産日本の復活に向けて資源管理指針・計画体制の強化を図る。
- ・また、IQ方式を導入した資源管理措置の実証試験を行い、資源管理指針・計画に反映する。

事業内容

① IQ方式実証試験調査

(14(一)百万円)

- ・IQ方式の具体的効果を検証する科学的調査等
- ・IQ方式の公的導入に係る影響調査等

② 資源管理体制の高度化・評価・検証

(224(一)百万円)

- ・資源管理協議会の運営、計画作成・改善指導等
- ・計画等の評価等を行う現地検討会等の開催等
- ・計画等の改善に向けた検討を行う漁業者協議会等の開催

③ 資源管理計画等の高度化に関する調査

(239(一)百万円)

- ・より高度な資源管理計画等を検討するために必要な調査等
- ・計画等の評価・検証を行う調査等

IQ方式の
効果検証
マサバ
(太平洋系群)
スケウダラ
(日本海北部系群)

資源管理指針及び資源管理
計画等の高度化・見直し

水産日本の復活に向けた資源管理指針・資源管理計画体制の強化

評価

- ・計画等に関する**漁業者自身による**評価結果
- ・計画等に関する**科学的な**評価・検証結果

計画・実行

- ・IQ方式導入の可能性
- ・協議会開催
・履行確認
・計画指導
- ・その他の高度な管理措置
・資源の悪化が著しい広域魚種の管理措置 太平洋クロマグロ、トラフグ等

検討

- ・計画等の改善に向けた検討

事業構成

- ・資源管理指針等高度化推進事業 65(一)百万円
大臣管理漁業など広域資源等を対象とする漁業について、①・②・③に取り組む者に対し支援（対象：民間団体等）
- ・資源管理体制高度化推進事業 412(一)百万円
知事管理漁業について、②・③に取り組む者に対し支援（対象：都道府県資源管理協議会）

74 漁業経営安定対策

【36,366(38,553)百万円】
(平成26年度補正予算 26,905百万円)

対策のポイント

国民への水産物の安定供給を確保するため、計画的に資源管理に取り組む漁業者に対し、漁業収入安定対策を実施するとともに、燃油・養殖用配合飼料価格の高騰に備えるセーフティーネット事業を組み合わせ、適切な資源管理と総合的な漁業経営の安定を図ります。

<背景／課題>

- ・国民への水産物の安定供給を確保するためには、適切な資源管理と漁業経営の安定をともに実現していくことが必要です。
- ・近年、燃油・養殖用配合飼料価格の高騰により漁業者の経営に大きな影響が出ており、価格高騰の影響を緩和するためのセーフティーネット対策を整備することが必要です。

政策目標

漁業経営安定対策のもとで資源管理に取り組む漁業者による漁業生産の割合90%(平成34年度)

<主な内容>

1. 漁業収入安定対策事業 23,697(25,222)百万円
(平成26年度補正予算 4,905百万円)

漁業共済・積立ぶらすの仕組みを活用し、漁業者・養殖業者による資源管理や漁場改善の取組に対する補助として、収入額が減少した場合に減収を補填します。

補助率：定額
事業実施主体：全国漁業共済組合連合会

2. 漁業共済の加入漁業者に対する助成 8,669(8,832)百万円

漁業災害補償法に基づき、災害等による損害を補填する漁業共済の加入漁業者に対して国庫補助をします。

食料安定供給特別会計へ繰入(漁業共済保険勘定繰入分)
事業実施主体：国(食料安定供給特別会計)

3. 漁業経営セーフティーネット構築事業 4,000(4,500)百万円
(平成26年度補正予算 10,000百万円)

漁業者と国の拠出により、燃油価格や養殖用配合飼料価格が高騰したときに補填金を交付します。(燃油については、原油価格が「漁業用燃油緊急特別対策」の発動ラインを超えた場合、国の負担割合を3/4に高めて支払います。)

補助率：定額
事業実施主体：一般社団法人 漁業経営安定化推進協会

[平成27年度予算の概要]

4. 省燃油活動等推進事業 (平成26年度補正予算 12,000百万円)

(1) 省燃油活動推進事業 (平成26年度補正予算 8,014百万円)

燃油コスト削減を図るため、漁業者グループが行う省燃油活動を支援します。

補助率：定額（漁業者グループが行う省燃油活動の費用に対する助成率は定額、1／2以内）
事業実施主体：一般社団法人 漁業経営安定化推進協会

(2) 省エネ機器等導入推進事業 (平成26年度補正予算 3,986百万円)

漁業者グループが行うLED集魚灯等の省エネ型漁業用機器設備の導入に対して支援します。

補助率：定額（漁業者グループが行う機器設備の導入費用に対する助成率は1／2以内）
事業実施主体：一般社団法人 漁業経営安定化推進協会

(関連対策)

水産業の省エネ・低コスト新技術導入加速化事業〔新規〕 50（－）百万円

漁船漁業や養殖業等の省エネルギー・低コスト化に資する新技術の実証を支援します。

補助率：定額、1／2以内
事業実施主体：民間団体等

お問い合わせ先：
1、2の事業 水産庁漁業保険管理官（03－6744－2356）
3、4の事業 水産庁企画課（03－6744－2341）
関連対策の事業 水産庁研究指導課（03－3501－3864）

漁業経営安定対策

【平成27年度予算概算決定額 漁業収入安定対策事業:23,697(25,222)百万円
(平成26年度補正予算 4,905百万円)
漁業経営セーフティーネット構築事業:4,000(4,500)百万円
(平成26年度補正予算 10,000百万円)】

ポイント

- 国民への水産物の安定供給を図るため、計画的に資源管理に取り組む漁業者を対象に漁業共済の仕組みを活用した漁業収入安定対策を講じ、コスト対策を組み合わせ、総合的な経営安定対策を構築。
- 漁業共済の対象となっている漁業種類（沿岸・沖合・遠洋漁業・養殖業）を対象。

漁業収入安定対策

資源管理への取組

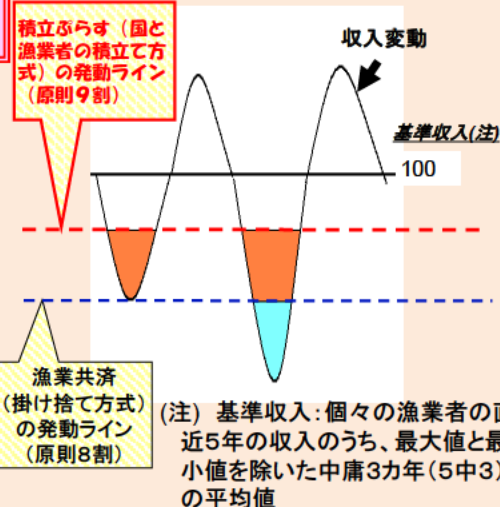
- 国・都道府県が作成する「資源管理指針」に基づき、漁業者(団体)が休漁、漁獲量制限、漁具制限等の自ら取り組む資源管理措置について記載した資源管理計画を作成し、これを確実に実施
- 養殖の場合、漁場改善の観点から、持続的養殖生産確保法に基づき、漁業協同組合等が作成する漁場改善計画において定める適正養殖可能数量を遵守

漁業収入安定対策事業の実施

漁業共済・積立ぶらすの仕組みを活用して、資源管理の取組に対する支援を実施

- ✓ 基準収入(注)から一定以上の減収が生じた場合、「漁業共済」(原則8割まで)、「積立ぶらす」(原則9割まで)により減収を補填
- ✓ 漁業共済の掛金の一部を補助

※ 補助額は、積立ぶらすの積立金(漁業者1:国3)の国庫負担分、共済掛金の30%(平均)に相当

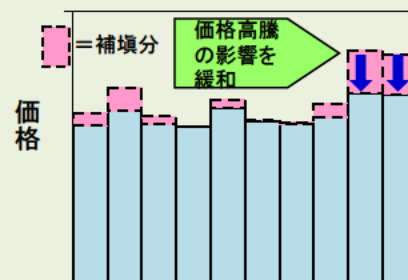


燃油や配合飼料の高騰に対する取組

- 漁業者と国が資金を積立

コスト対策の実施

- ✓ 原油価格・配合飼料価格が、「7中5平均値×100%」を超えた場合、超えた分を補填
- ✓ 原油価格は、特別対策発動ラインを超えた場合、国の負担割合増(漁業用燃油緊急特別対策)



【漁業経営セーフティーネット構築事業】

※このほか、水産業の省エネ・低コスト新技術導入加速化事業により、漁船漁業や養殖業等の省エネルギー・低コスト化に資する新技術の実証を支援。

75 水産物の加工・流通・輸出対策

【1, 523（1, 043）百万円】
（平成26年度補正予算 2, 000百万円）

対策のポイント

- ・水産庁によるEU向けHACCP施設の認定や輸出向けHACCP対応施設の改修整備等の支援を通じて、水産物の輸出拡大を図ります。
- ・水産物の川上（産地）から川下（消費地）までの流通の目詰まりを解消し、国産水産物の流通促進と消費拡大を図ります。
- ・国産加工原材料確保に適切に対応し、水産加工業者の経営安定を図るとともに、国産水産物の安定供給を図ります。

<背景／課題>

- ・水産物の輸出にあたっては、多くの輸出先国が求めるHACCP基準を満たす水産加工・流通施設を整備し、特にEU向けHACCP認定取得を促進していくことが重要です。
- ・国内における水産物の消費量が急減（平成13年度:40.2kg/人年→平成25年度:27.0kg/人年）する中、流通過程の各段階において消費者の水産物ニーズに対応することが課題となっています。
- ・また、水産加工業では気候変動による水揚げ時期のズレ等により、必要な時期に必要な魚種を確保することが困難となっており、原材料確保対策が必要です。

政策目標

○水産物輸出額の拡大

（1,700億円（平成24年） → 3,500億円（平成32年））

○魚介類（食用）の消費量

（29.5kg/人年（平成22年度） → 29.5kg/人年（平成34年度））

<主な内容>

1. 水産物輸出倍増環境整備対策事業 [新規] 316（－）百万円
（平成26年度補正予算 2, 000百万円）

HACCP認定を促進するため、水産加工施設の改修整備、海域等モニタリング等への支援、水産庁によるEU向けHACCP認定の体制整備等を実施します。

（委託費、補助率：定額、1／2以内
委託先、事業実施主体：民間団体）

2. 国産水産物流通促進事業 801（771）百万円

水産物の販売ニーズや産地情報等の共有化、流通過程の各段階への個別指導、必要な加工機器等の導入や新商品開発等を支援します。

（補助率：定額、1／2以内
事業実施主体：民間団体）

[平成27年度予算の概要]

3. 国産水産物安定供給セーフティネット事業 [新規] 320 (一) 百万円

(1) 水産加工業経営改善支援事業 120 (一) 百万円

国産原料を使用する水産加工業者が気候変動による水揚げ時期のズレ等に対応するため、遠隔地から原料調達する場合の掛かり増し経費等を支援します。

(2) 需給変動調整事業 200 (一) 百万円

水揚げ集中時に漁業者団体が水産物を買取り、漁期外に放出して供給の平準化を図る場合において、国産水産物の保管経費等の助成を行います。

〔 補助率：定額、1／2以内
事業実施主体：民間団体 〕

4. 水産物流通情報発信・分析事業 86 (72) 百万円

全国の主要漁港における主要品目の水揚げ量、卸売価格等の動向に関する情報等の分析・発信を行います。

〔 委託費
委託先：民間団体 〕

(関連対策)

輸出促進体制の強化（食料産業局計上） 548 (400) 百万円の内数

「国別・品目別輸出戦略」に沿って、ジャパン・ブランドの確立を目指す水産物の輸出促進団体の育成等を実施します。

〔 補助率：定額
事業実施主体：民間団体 〕

[お問い合わせ先：水産庁加工流通課 (03-3502-8427)]

水産物の加工・流通・輸出対策

【平成27年度予算概算決定額 1,523(1,043)百万円】
(平成26年度補正予算 2,000百万円)

水産物の加工・流通・輸出の促進に向けた取組を推進

- 国産水産物の一層の輸出拡大を図るための抜本的な体制強化
- 産地から消費地までの流通過程における目詰まりの一層の解消
- 水産物の安定供給、水産加工業者の経営安定に向けた加工原料の確保
- 主要漁港における主要品目の水揚げ量、卸売価格に関する情報等の発信

水産物輸出倍増環境整備対策事業

316(一)百万円

(平成26年度補正予算 2,000百万円)

国産水産物の輸出拡大を図るため、HACCP対応施設の改修整備やEU向けHACCP認定取得等を支援

- ① HACCP基準を満たすための水産加工・流通施設の改修整備 (26補正予算)



エアシャワー 床面 ゾーンシャッター

- ② 水産庁と一体となって認定を行う機関による水産加工業者等に対する研修会、個別指導等を支援
- ③ 海域モニタリング等を支援
- ④ 水産庁によるEU向けHACCP施設認定に必要な体制の整備

国産水産物流通促進事業

801(771)百万円

水産物の川上(産地)から川下(消費地)までの流通の目詰まり解消に向けた取組を支援

- ① 情報共有、個別指導の実施

- ・ 販売ニーズや産地情報等の共有化
- ・ 流通のプロによる個別指導



個別指導

- ② 個別指導を踏まえた、流通促進の取組に必要な機器の導入等を支援

(川下のニーズにマッチした水産物の提供)



加工機器の導入支援



魚肉ワインナー



サバスティック干物(骨とり)



赤カレイ(刺身用)

国産水産物安定供給セーフティネット事業

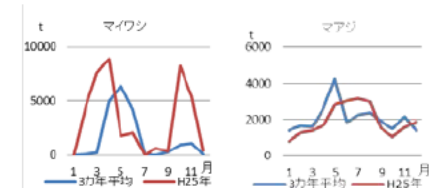
320(一)百万円

消費者への水産物の安定供給、水産加工業者の経営の安定を図るため、国産加工原料の輸送費、保管等を支援

- ① 水産加工業経営改善支援事業

120(一)百万円

気候変動による水揚げ時期のズレ等に対応するため、水産加工業の原料確保のために必要な保管や輸送等を支援
(水揚げ時期の変動例(マイワシ、マアジ))



- ② 需給変動調整事業 200(一)百万円

水揚げ集中による水産物価格低落時に、漁業者団体が漁業者から水産物を買取る調整保管のための取組を支援

水産物流通情報・分析事業

86(72)百万円

全国の主要漁港における主要品目の水揚げ量、卸売価格等の動向に関する情報等を分析・発信

76 漁村の活性化・多面的機能発揮対策

【4, 066(4, 785)百万円】

対策のポイント

- ・漁業所得の向上を目指す「浜の活力再生プラン」の策定・着実な実行や各浜の機能分担とネットワーク化を図るための「浜の機能再編広域プラン」の策定等を支援します。
- ・漁業者等が行う水産業・漁村の多面的機能を発揮するための活動を支援します。
- ・新規漁業就業者に重点を置いた、離島の漁業再生活動を支援します。

<背景／課題>

- ・漁村は、水産業の不振や生活・生産環境の立ち遅れなどから、就業機会の減少、人口の流出・減少、著しい高齢化といった問題が顕在化し、水産業・漁村の持つ多面的な機能も十分に発揮されていません。
- ・また、漁業が基幹産業である離島においては、漁場の生産力の向上を図りつつ、地域の創意工夫により各島の特性を最大限に活用していくことが必要となっています。
- ・攻めの水産業を推進することにより、漁村地域の所得や経営力の向上を図るとともに、集落間のネットワーク化による地域全体の活性化を目指す必要があります。

政策目標

- 「浜の活力再生プラン」を策定した漁業地域において、当該プランに基づく取組により10%以上の漁業所得を向上
- 漁業者等が行う水産業・漁村の多面的機能の発揮に資する地域の活動により、安心して活動できる海域の維持や水産環境を維持・回復
- 離島の漁業集落が漁業再生のために行う取組等により、漁村の活性化を図り、離島漁業者所得や漁業者数を維持・増加

<主な内容>

1. 浜の活力再生プラン等支援事業

60(50)百万円

漁村地域の再生を図るため、漁業者自らが浜の改革を推進していくための「浜の活力再生プラン」の策定・着実な実行を支援します。また、複数の漁村集落において、各浜の機能再編を通じたネットワーク化を推進していくための「浜の機能再編広域プラン」の策定等を支援します。

〔補助率：定額、定額（1／2相当）〕
事業実施主体：民間団体

2. 水産多面的機能発揮対策

2,800(3,500)百万円

漁業者等が行う水産業・漁村の多面的機能の発揮に資する海難救助や藻場・干潟の保全などの地域の取組への支援を通じ、水産業・漁村の活性化が図られるよう取組みます。

〔補助率：定額〕
事業実施主体：民間団体

3. 離島漁業再生支援交付金

1,206(1,235)百万円

離島振興法の指定地域と沖縄・奄美・小笠原の各特別措置法の対象地域のうち、本土と架橋で結ばれていないなど、一定以上の不利性を有する離島を対象として、漁場の生産力の向上など漁業の再生に共同で取り組む漁業集落に交付金（1集落（20世帯相当）当たり、国費136万円）を交付します。

新たに、初期投資負担を軽減し、新規漁業就業者の定着を図るため、離島の新規漁業就業者に対する漁船・漁具等のリースの取組を支援します。

〔補助率：定額〕
事業実施主体：地方公共団体

お問い合わせ先：

1、3の事業	水産庁防災漁村課	(03-6744-2392)
2の事業	水産庁計画課	(03-3501-3082)

浜の活力再生プラン等支援事業

【平成27年度予算概算決定額 60(50)百万円】

- 漁業所得の向上による浜の活性化を目指す「浜の活力再生プラン」の策定・着実な実行を支援。
- 複数の浜の機能再編を図り、地域全体の活性化を目指す「浜の機能再編広域プラン」の策定等を支援。

STEP1: 浜の活力再生プラン

▶ プランの策定経費を支援

各浜の実態に即した具体的な解決策の策定・着実な実行

- 収入向上の取組(高鮮度出荷・冷凍加工・直販・輸出・増養殖等)
- コスト削減の取組(省エネ機器導入・省燃油活動等)

- ▶ 漁業者の所得の大幅な増加
- ▶ 浜の応援団や他産業(飲食業界や観光業)との連携

STEP2: 浜の機能再編広域プラン

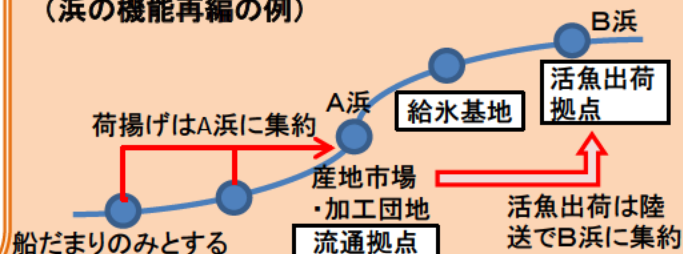
▶ プランの策定経費及び上記の具体的な機能再編に係る調査・分析経費(施設の再編整備に係る基礎調査や養殖水面転換のための水質・底質・生物の調査・分析経費)を支援

複数の浜の機能再編に基づくネットワーク化を図り、地域全体の活性化を目指す

- 産地市場、加工、冷凍施設等の機能再編に向けた取組
- 漁港機能の再編に伴う港内泊地の有効利用(増養殖機能の付加、蓄養水面への転換)

- ▶ 高齢化や人口減少が進んだ複数の漁村集落で、浜の機能再編等に取り組むことにより、地域全体の活性化を目指す

(浜の機能再編の例)



漁村地域全体の活性化



プランを実行して
浜の活力再生!

77 担い手確保対策

【903（931）百万円】

（平成26年度補正予算 273百万円）

対策のポイント

人材の育成・確保等により、持続的な漁業生産構造の確保や漁業活動を担う経営体の育成を行います。

<背景／課題>

- ・我が国漁業は、燃油価格の高止まり等により厳しい経営環境にあります。
- ・このため、漁業の将来を担う人材の確保・育成等が急務となっています。

政策目標

毎年度2,000人の新規漁業就業者を確保

<主な内容>

漁業への新規就業・後継者等の育成を促進するため、漁業への就業前の青年に対する給付金の給付、就業・定着促進等のための長期研修、漁村地域のリーダーを中心とするグループや女性グループによる意欲的な取組等を支援します。また、漁船の労働環境の改善や海難の未然防止等について知識を有する「安全推進員」を養成するとともに遊漁船業者等への安全講習会等の実施を支援します。

①新規漁業就業者総合支援事業 562（566）百万円

（平成26年度補正予算 273百万円）

②沿岸漁業リーダー・女性育成支援事業 33（44）百万円

③安全な漁業労働環境確保事業 19（22）百万円

補助率：定額、1／2以内

事業実施主体：民間団体等

お問い合わせ先：

①、③の事業 水産庁企画課 (03-6744-2340)

②の事業 水産庁研究指導課 (03-3501-3864)

担い手確保対策

現 状

- 漁業就業者は、10年間で3割減少し、約18万人にまで減少。65歳以上が約4割を占める。
- 毎年2千人以上の新規就業者を確保すれば、ベテラン・中堅・若手のバランスの取れた漁業就業構造が実現。

新規漁業就業者総合支援事業【 562（566）百万円】（平成26年度補正予算 273百万円）

・経験ゼロから始めても漁業に就けるトータルサポートの提供

青年就業準備給付金

漁業への就業に向け、道県等の漁業学校等で必要な知識の習得等を行う場合、原則として45歳未満で就業する者に対し、他産業に就職した場合と比較して最低限の資金を給付。（150万円／年、最長2年）

就業関連 情報の提供

HP等での情報の提供、各都道府県における就業窓口設置

講習・体験

都市部や地方において、就業のための座学や体験漁業等の開催

漁業就業 相談会

都市部や地方の漁業就業相談会において就業希望者と漁業者とのマッチング

漁業現場での長期研修

実践的な長期研修を支援
雇用型：最長1年間
幹部養成型：最長2年間
独立型：最長3年間

技術習得支援

漁業活動に必要な技術や経理・税務、流通・加工、安全操業等の知識の習得支援

就
業

沿岸漁業リーダー・女性育成支援事業
【 33（44）百万円】

- ・漁村地域のリーダー育成や漁村女性の資質向上のための研修会開催等を支援
- ・漁村地域のリーダーを中心とするグループや女性グループによる意欲的な取組を支援

安全な漁業労働環境確保事業
【 19（22）百万円】

- ・海難事故の防止やライフジャケットの選定等
- ・漁船等の安全に関する講習会の開催

漁船等の安全確保対策の充実

毎年度2000人の新規就業者を確保

78 増養殖対策

【1, 370（1, 296）百万円】

対策のポイント

- ・ さけ・ますの新たな種苗放流、国際的なウナギ資源管理措置への対応、ウナギ種苗の大量生産システムやクロマグロの完全養殖の実証化を行います。
- ・ カワウや外来魚の被害防止対策や新たな駆除方法の開発等を支援します。

<背景／課題>

我が国の漁業生産量がピーク時から半減している中で、国民に水産物を安定供給していくためには、水産物の増殖及び養殖を一層推進する必要があります。

政策目標

主な栽培漁業対象魚種及び養殖魚種の生産量

(1, 572千トン（平成24年度）→1, 739千トン（平成34年度）)

<主要内容>

1. 増殖に関する支援事業 369（351）百万円

(1) さけ・ます資源回復推進事業 306（251）百万円

太平洋側サケの来遊数の減少要因を究明するための調査を実施するとともに、回帰率を向上させるための放流手法の改良等を支援します。

※ さけ・ます対策としては、別途、東日本大震災復興特別会計（復興庁計上）において、被災地における採卵用サケ親魚の確保を支援します。(995（984）百万円)

(2) 二枚貝資源緊急増殖対策事業 63（100）百万円

資源の減少が著しい二枚貝の人工種苗生産技術を開発するとともに、増殖手法の実証化の取組を支援します。

（委託費、補助率：定額、1／2以内
委託先、事業実施主体：民間団体等）

2. ウナギ対策関連事業 483（423）百万円

国際的な資源管理措置への対応を進めつつ、ウナギ種苗の大量生産システムの実証試験を加速化するとともに、ウナギ資源の生息状況調査、ウナギの遺伝情報を活用した系群判別、ウナギを含む内水面資源の生息環境の改善手法・放流用種苗の育成手法の開発等を実施します。

鰻供給安定化事業 147（146）百万円

ウナギ種苗の大量生産システムの実証事業

310（250）百万円

健全な内水面生態系復元等推進事業のうちウナギ対策関連事業

26（27）百万円

委託費、補助率：定額、1／2以内

委託先、事業実施主体：民間団体等

3. 健全な内水面生態系復元等推進事業 247（207）百万円

広域的な連携の下で行うカワウ・外来魚の生息状況調査に加え、カワウの個体数削減に向けた駆除等の取組を支援するとともに、河川流域等における外来魚（コクチバス等）の駆除手法を開発します。

〔委託費、補助率：定額、1／2以内〕
〔委託先、事業実施主体：民間団体等〕

4. 養殖に関する支援事業 270（316）百万円

クロマグロ増養殖の実現に必要な技術の開発及び次世代型陸上養殖技術の開発を実施するとともに、養殖業者の抜本的な生産コストの抑制手法や収入の増加に繋がる新たな養殖手法の開発の支援に加え、新たに二枚貝の増養殖と組み合わせたノリ養殖試験を実施します。

〔二枚貝の養殖等を併用した高品質なノリ養殖技術の開発事業〔新規〕〕
30（－）百万円
クロマグロ養殖最適親魚選別・確保技術開発事業 88（98）百万円
次世代型陸上養殖の技術開発事業 110（130）百万円
養殖魚安定生産・供給技術開発事業 42（46）百万円
委託費、補助率：定額、1／2以内
委託先、事業実施主体：民間団体等

[お問い合わせ先：水産庁栽培養殖課 （03－3501－3848）]

増養殖対策の概要

【平成27年度予算概算決定額 1,370(1,296)百万円】

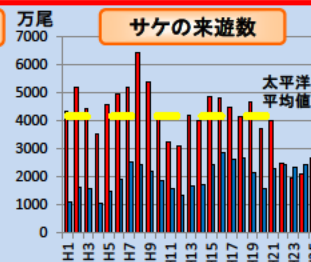
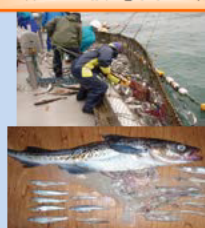
ポイント

- 太平洋側サケの来遊数の減少要因を究明するための調査等、増殖に関する事業を展開。
- 国際的なウナギ資源管理措置への対応、ウナギ種苗の大量生産システムの実証試験を実施。
- カワウ・外来魚の広域的な被害対策等、健全な内水面生態系の復元に向けた取組を推進。
- 陸上養殖を含む新たな養殖技術・手法の開発等、養殖業の振興に向けた取組を支援。

1. 増殖に関する支援事業 369(351)百万円

- 回帰率を向上させるための放流手法の改良や高品質な資源の造成を図る取組を支援
- 来遊数が減少している太平洋側のサケについて、降海後の稚魚の動態調査等により、減少要因を明らかにした上で、ふ化放流手法の改良を実施
- 二枚貝の人工種苗生産技術の開発とともに増殖手法の実証化の取組を支援

太平洋のサケ稚魚を集中的に調査



2. ウナギ対策関連事業 483(423)百万円

- ウナギ資源の増殖のための放流や海外の養鰻業者との資源管理に関する協議に対する支援
- ウナギ種苗の大量生産の実用化を加速させるシステムの実証試験を実施

効果的な放流を実施



3. 健全な内水面生態系復元等推進事業 247(207)百万円(ウナギ対策関連除く)

- 外来魚の駆除手法の開発、地域間の広域的な連携による推進体制の下でのカワウ・外来魚の生息状況調査、被害防止対策等の取組を支援

カワウ・外来魚による食害



4. 養殖に関する支援事業 270(316)百万円

- 閉鎖循環式陸上養殖の最大の課題であるコストの低減等を目指し、技術の高度化・システムの統合環境制御等の導入・実証試験等を実施
- 二枚貝の増養殖と組み合わせたノリ養殖試験を実施し、品質向上を効果等を確認
- 資源・環境に優しいクロマグロ増養殖の実現に必要な技術開発を実施
- 養殖業者が自主的に取り組むことが困難な、抜本的な生産コストの抑制手法の開発を支援

閉鎖循環式陸上養殖の実証試験



・国民に対する安定供給の確保
・ウナギ資源の持続的利用
・栽培及び養殖魚種の生産量の回復

79 捕鯨対策

【1, 864（1, 722）百万円】

対策のポイント

ICJ判決を踏まえた新たな調査計画に基づく鯨類捕獲調査を円滑かつ確実に実施するため、非致命的調査や妨害行為への対応強化、国内外の研究機関との連携の強化等を実施します。

<背景／課題>

- ・平成26年3月31日、国際司法裁判所（ICJ）は、第二期南極海鯨類捕獲調査（JARPAⅡ）は、国際捕鯨取締条約第8条1の規定の範囲内に収まらない旨の判決を出したところです。
- ・当該判決においては、非致命的手法の実施に関する検討が不十分であること、目標サンプル数と実際の捕獲頭数の著しい乖離、他の研究機関との連携が不十分である等の指摘を受けたことから、今後の鯨類捕獲調査の円滑な実施のためには、これらの指摘を踏まえた対応を行っていくことが重要な課題となっています。
- ・さらに、南極海においては、平成27年度以降に捕獲調査を行う際にも、反捕鯨団体による妨害活動が引き続き行われることが想定されることから、鯨類捕獲調査を安定的に実施できるようにするための安全対策をとる必要があります。

政策目標

国際捕鯨委員会（IWC）の商業捕鯨一時停止（モラトリアム）の見直しに必要な科学的知見の収集

<主な内容>

1. 鯨類捕獲調査円滑化等対策 1, 134（1, 111）百万円
南極海及び北西太平洋における鯨類捕獲調査が安全かつ確実に実施できるようにするため、妨害対策を強化します。
また、国際司法裁判所の判決に対応し、非致命的調査手法の導入に関する検討を行うため、調査船の運航等を行います。
さらに、国内外の研究機関との連携強化、調査結果や鯨関連文化等の情報発信を行います。
（補助率：定額）
（事業実施主体：一般財団法人 日本鯨類研究所等）
2. 南極海生物生態系調査事業〔新規〕 56（－）百万円
非致命的調査手法の導入に関する検討を行うため、鯨類の餌生物の資源量や分布状況の調査を実施します。
（補助率：定額）
（事業実施主体：一般財団法人 日本鯨類研究所）
3. 鯨類資源等持続的利用国際推進事業〔新規〕 43（－）百万円
鯨類の持続的利用に係る国際社会の理解を深めるため、持続的利用の支持国を広げるとともに、国際交渉の場において支援国との連携を強化します。
（補助率：定額）
（事業実施主体：民間団体）
4. 日本沿岸域鯨類調査事業 286（265）百万円
我が国沿岸域における商業捕鯨の早期再開に向け、我が国沿岸域での捕獲調査・分析を実施するとともに、非致命的調査手法の導入に関する検討を行います。
（補助率：定額、1／2）
（事業実施主体：民間団体）
5. 鯨資源調査等対策推進費 346（346）百万円
国際捕鯨委員会（IWC）と共同で北太平洋において、鯨類資源に関する目視調査等を実施するとともに、違法鯨肉の国内流通を防止するための鯨肉のDNA分析調査を実施します。
（委託費）
（委託先：民間団体）

〔お問い合わせ先：水産庁国際課（03-3502-2443）〕

捕鯨対策

【平成27年度予算概算決定額 1,864(1,722)百万円】

【対策のポイント】

○ I C J 判決を踏まえた新たな調査計画に基づく鯨類捕獲調査を円滑かつ効果的に実施するため、非致命的調査や妨害行為への対応強化、国内外の研究機関との連携の強化等を実施。

判決において科学的調査に該当しないとされた点

非致死的手法の実施に関する検討が不十分

目標サンプル数と実際の捕獲頭数との著しい乖離

科学的成果が不十分

他の研究機関との連携が不十分

終期のない時間的枠組みに対する疑念

目標サンプル数の設定に関する検討が不透明・不明確であり不合理

判決を踏まえた対応

非致命的調査（バイオプシー調査、衛星標識調査、餌生物調査等）の実施に関する検討

目標サンプル数の未達成の要因である妨害行為への対応

調査結果の分析、報告の促進及び調査成果の広報・普及の推進

国内外の研究機関との共同研究及び交流の促進

その他必要な対応

我が国の捕鯨・鯨に関連する文化等の国内外への情報発信

捕鯨を支持する国々との連携の強化

平成27年度予算における対応

【鯨類捕獲調査等円滑化等対策】

1,134(1,111)百万円

- 鯨類捕獲調査が安全かつ確実に実施できるようにするための妨害予防対策
- 非致命的調査手法の導入に関する検討
- 同手法の実行可能性の検証に必要な科学的データの収集を行う調査船の運航
- 国内外の研究機関との連携強化、調査結果や鯨関連文化の情報発信



【南極海生物生態系調査事業】

56(一)百万円

- 鯨類の餌生物の資源量や分布状況の調査

【鯨類資源等持続的利用国際推進事業】

43(一)百万円

- 鯨類の持続的利用に係る国際社会の理解を深めるための持続的利用支持国の拡大と連携強化に係る取組の強化

【日本沿岸域鯨類調査事業】

286(265)百万円

- 我が国沿岸域で実施する鯨類捕獲調査に対し必要な経費を補助
- 非致命的調査手法の導入に関する検討

【鯨資源調査等対策推進費】

346(346)百万円

- 北太平洋における鯨類資源に関する国際捕鯨委員会(IWC)との共同目視調査等の実施
- 市場に流通する鯨肉のDNA分析を用いた調査



80 外国漁船操業対策等

【13, 344 (14, 162) 百万円】
(平成26年度補正予算 3, 175 百万円)

対策のポイント

我が国周辺海域における外国漁船の違法操業に適切に対応するため、漁業取締体制の強化等により、安全操業の確保等による漁業者の経営安定化を図ります。

<背景／課題>

- ・外国漁船による違法操業は、水産資源管理の取組や我が国漁業者による円滑な漁場利用に対する大きな障害となっていることから、漁業取締体制を強化することが必要です。
- ・特に平成26年9月以降、小笠原諸島周辺海域に中国サンゴ船が入域する事態が発生し、我が国漁業者の操業に甚大な支障を与えていることに加え、宝石サンゴ資源の乱獲や海底環境の悪化が懸念されています。
- ・このような状況に対し、漁業取締体制の強化に加え、外国漁船の影響を受けている漁場の機能回復、被害救済への支援により、安全操業の確保等による漁業者の経営安定化が求められています。

政策目標

漁業取締りの強化等による水産資源の適切な保存及び管理の推進

<主な内容>

1. 指導監督及び取締費 13, 067 (12, 644) 百万円

外国漁船の違法操業への取締強化の要請等に対応するため、最新鋭の漁業取締船を用船するなど漁業取締体制の維持強化を図ります。

(事業実施主体：国)

2. 外国漁船操業対策 (平成26年度補正予算 3, 175 百万円)

(1) 小笠原諸島周辺海域におけるサンゴ密漁対策

(平成26年度補正予算 507 百万円)

① 小笠原諸島周辺海域における中国違法サンゴ船対策

(平成26年度補正予算 100 百万円)

漁業者による中国サンゴ船の操業状況の調査・監視、中国サンゴ船による漁具被害からの救済等を支援します。

韓国・中国等外国漁船操業対策事業で実施

補助率：定額

事業実施主体：一般財団法人 日韓・日中協定対策漁業振興財団

② 小笠原諸島周辺海域における漁業取締体制の強化

(平成26年度補正予算 275百万円)

小笠原諸島周辺海域における中国サンゴ船に対する取締体制を強化するため、
漁業取締船の運航体制の強化及び装備の充実を図ります。

(事業実施主体：国)

③ 小笠原諸島周辺海域宝石サンゴ緊急対策事業

(平成26年度補正予算 132百万円)

宝石サンゴ資源等に関する調査を緊急的に実施し、中国サンゴ船の違法操業が宝石サンゴ資源及び海底環境等に与える影響を評価するとともに、宝石サンゴ資源の管理手法を検討します。

(委託費
委託先：民間団体等)

(2) 韓国・中国等外国漁船操業対策事業

(平成26年度補正予算 2,600百万円)

漁業者による外国漁船の投棄漁具等の回収・処分、外国漁船の操業状況の調査・監視等の外国漁船対策を支援します。

(2(1)①の事業(100百万円)を含む
補助率：定額
事業実施主体：一般財団法人 日韓・日中協定対策漁業振興財団)

お問い合わせ先：
1、2(1)②の事業 水産庁管理課 (03-3502-0942)
2(1)①、2(2)の事業 水産庁漁業調整課 (03-3502-8469)
2(1)③の事業 水産庁漁場資源課 (03-3502-8487)

81 漁業金融・漁協経営対策

【1,765(1,833)百万円】

対策のポイント

- ・設備投資等の融資に対して金利を実質無利子化するための支援を実施します。
- ・保証人不要、担保は漁船等のみとする実質無担保・無保証人による融資を推進します。
- ・経営不振漁協の経営の改善・基盤強化を促進します。

<背景／課題>

- ・厳しい漁業経営状況が続く中、漁業者が融資を利用しやすくするとともに、意欲ある漁業者の多様な経営発展を金融面から支援するため、利子補給等による資金借入れの際の負担軽減（実質無利子化等）や実質無担保・無保証人による融資を推進する必要があります。
- ・また、漁業者の生産活動を支えるため、経営不振漁協の経営改善計画の実施を支援し、組織再編を含む漁協の自主的な経営・事業改革を促進する必要があります。

政策目標

- 認定漁業者の付加生産額の増加（2年で付加生産額6%増加の達成者割合について、毎年70%を目指す）
- 経営不振漁協数の削減（251組合（平成23年度）→166組合（平成29年度））
- 繰越決算金総額の削減（375億円（平成19年度）→195億円（平成29年度））

<主な内容>

1. 漁船・養殖施設整備等利子助成事業

304(377)百万円

認定漁業者が漁船の建造や養殖施設等の取得等のために漁業近代化資金、日本政策金融公庫資金等を借り入れる際に利子助成（最大2%）を行うことにより、これらの資金の実質無利子化を図ります。

融資枠：70(66)億円

補助率：定額

事業実施主体：全国漁業協同組合連合会

2. 無担保・無保証人型の融資の推進

(1) 無保証人型漁業融資促進事業

522(535)百万円

保証人を不要とし、担保は漁業関係資産（漁船等）以外は新たに求めない保証への支援を実施し、漁業収入からのみ返済を求めるタイプの融資を推進します。

保証枠：292(292)億円

補助率：定額、1/2、2/5、1/3

事業実施主体：漁業信用基金協会、(独)農林漁業信用基金

(2) 漁業経営改善支援資金融資推進事業

170(160)百万円

認定漁業者に対する漁業経営改善支援資金について、保証人を不要とし、担保は融資対象（漁船等）のみとする融資の推進のため、漁業者のニーズを踏まえ融資枠を拡大し、必要な額を出資します。

融資枠：70(58)億円

補助率：定額

事業実施主体：(株)日本政策金融公庫

3. 漁協経営改善推進事業

328(302)百万円

東日本大震災の影響や資産自己査定を導入等により漁協を巡る経営環境が厳しさを増していることから、経営不振漁協の解消のため、漁協が経営の改善・基盤強化のために借り入れる借換資金に対し、利子助成、保証料助成及び求償権償却経費助成を実施します。

融資枠：20(25)億円

補助率：定額

事業実施主体：民間団体等

漁業金融・漁協経営対策

【平成27年度予算概算決定額 1,765(1,833)百万円】

- 設備投資等の融資に対して金利を実質無利子化するための支援を実施。
- 保証人不要、担保は漁船等のみとする実質無担保・無保証人による融資を推進。
- 経営不振漁協の経営の改善・基盤強化を促進。

<主な内容>

<無利子融資の推進>

漁船・養殖施設整備等利子助成事業[拡充]
304(377)百万円

認定漁業者及び自然災害による被災漁業者が漁船の建造や施設の整備等のために漁業近代化資金、日本政策金融公庫資金等を借り入れる際に利子助成(最大2%)を行うことにより、これらの資金の実質無利子化を図り、金利負担を軽減

- ・ 無利子化期間:原則5年(漁船:10年)
- ・ 助成対象融資枠:70(66)億円
(うち自然災害8(8)億円)
- ・ 助成対象資金:漁業近代化資金、公庫資金

<無担保・無保証人型の融資の推進>

1. 無保証人型漁業融資促進事業
522(535)百万円【保証枠 292(292)億円】

保証人を不要とし、担保は漁業関係資産(漁船等)以外は新たに求めない保証への支援を実施し、漁業収入からのみ返済を求めるタイプの融資を推進するための保証を支援

2. 漁業経営改善支援資金融資推進事業[拡充]
170(160)百万円【融資枠 70(58)億円】

認定漁業者に対する漁業経営改善支援資金について、保証人を不要とし、担保は融資対象(漁船等)のみとする融資の推進のため、融資枠を拡大し、必要な額を(株)日本政策金融公庫に出資

<漁協経営対策の推進>

漁協経営改善推進事業[拡充] 328(302)百万円【融資枠 20(25)億円】

経営不振漁協の解消のため、漁協が経営の改善・基盤強化のために借り入れる借換資金に対し、利子助成、保証料助成及び求償権償却経費助成を実施

82 漁場環境保全・技術開発・普及推進

【1, 473（1, 491）百万円】
（平成26年度補正予算 100百万円）

対策のポイント

- ・ トド等の有害生物による漁業被害対策、有明海等における漁場環境の改善策の検討、藻場・干潟の造成等の推進を支援します。
- ・ 水産業の省エネルギー・低コスト化に資する新技術の実証を支援します。
- ・ 国の重要施策の現場展開や新たな技術・知識の導入による漁家経営改善等を、国と道府県との協同事業である水産業普及改良事業により推進します。

<背景／課題>

- ・ 我が国周辺水域の漁場環境は、トド、大型クラゲ等の有害生物や赤潮の出現等で悪化しており、国として、有害生物等による漁業被害の防止、漁場造成技術の開発、赤潮・貧酸素水塊の発生対策等を推進していくことが必要です。
- ・ 漁船漁業は化石燃料への依存が大きいことから、省エネ・低コスト化に対応する技術の実用化が喫緊の課題となっています。

政策目標

- トド等の有害生物による漁業被害の抑制（トドによる漁具被害を平成24年度被害額（5億3千万円）以下に抑制）
- 水産業における10%以上の省エネ・低コストを実現する新技術の実用化
- 毎年2,000人の新規漁業就業者の確保

<主な内容>

1. 有害生物漁業被害防止総合対策事業〔新規〕 495（－）百万円
（平成26年度補正予算 100百万円）

トド等による食害や漁具被害の軽減を図るため、日中韓による大型クラゲ国際共同調査、有害生物の調査・情報提供及び被害軽減対策（駆除・処理、漁具の改良）等を総合的に行うことを支援します。

（補助率：定額、1／2以内
事業実施主体：民間団体等）

2. 漁場環境・生物多様性保全総合対策事業 457（490）百万円

漁場環境や生物多様性を保全していくために必要な漁場造成技術の開発、赤潮・貧酸素水塊の発生対策、生物多様性の保全及び持続可能な漁業の実現など各般の対策を推進します。

赤潮・貧酸素水塊の発生対策については、新たに赤潮の原因となる有害プランクトンの発生、分布状況を解析する手法を開発します。

（委託費、補助率：定額
委託先、事業実施主体：民間団体等）

3. 各地域の特性に応じた有明海の漁場環境改善実証事業

332（322）百万円

有明海の漁場生産力の向上を図るため、漁業者等が自ら行うことが可能な泥土の除去、ホトトギス貝の発生・分布状況の把握・駆除及び貧酸素水塊解消の技術開発・実証を行います。

（委託費
委託先：民間団体等）

4. 水産業の省エネ・低コスト新技術導入加速化事業〔新規〕

50（一）百万円

漁船漁業の経費削減等を図るため、漁業・養殖業の省エネ・低コスト化に資する新技術の実証を支援します。

（補助率：定額、1／2以内
交付先、事業実施主体：民間団体等）

5. 水産業改良普及事業交付金

69（69）百万円

水産に関する様々な施策や技術開発の成果等を水産業普及指導員が漁業現場に普及し、沿岸漁業の生産性の向上や漁家経営の改善等を図ります。

（補助率：定額
事業実施主体：道府県）

（お問い合わせ先：
1、2の事業 水産庁漁場資源課（03-3502-8486）
3、4、5の事業 水産庁研究指導課（03-3501-3864）

83 有明海再生対策

【1, 802（1, 462）百万円】

対策のポイント

有明海等の再生に向けて、海域環境の保全・改善と水産資源の回復等による漁業の振興を図るため、有明海沿岸4県が協調した、海域環境等の調査、魚介類の増養殖対策を行うとともに、漁場改善対策を推進します。

<背景／課題>

- ・有明海等については、依然として、赤潮や貧酸素水塊の発生が見られるなど環境改善が十分進んでおらず、海域の環境の悪化が危惧されています。
- ・また、アサリやタイラギなどの水産有用二枚貝類の有数の産地でありましたが、近年は環境の変化等に伴い生産が低迷しています。
- ・有明海等の再生に向け、関係漁業者などの意見も聞きながら、有明海沿岸4県が協調して、有明海等の海域特性に応じた取組の充実を図る必要があります。

政策目標

有明海の再生

<主な内容>

1. 海域環境等の調査

(1) 有明海特産魚介類生息環境調査委託事業 600（300）百万円

有明海の再生に向けた有明海特産魚介類の最適な生息環境の調査を実施するとともに、有明海沿岸4県が協調して産卵場や成育場のネットワーク等に配慮した海域環境の改善を推進するための調査を実施します。

（委託費）
委託先：地方公共団体

(2) 国営干拓環境対策調査＜公共＞ 328（328）百万円

有明海の環境変化の要因解明に向けて、水質や底質及び生態系の変化等に関する調査を実施するとともに、環境保全対策などの対応を検討します。

（国庫負担率：10／10）
事業実施主体：国

2. 魚介類の増養殖対策

(1) 有明海漁業振興技術開発事業 400（400）百万円

有明海の再生に向けた、有明海沿岸4県が協調して行う有明海特産魚介類の増養殖技術の開発を支援します。

（補助率：定額）
事業実施主体：地方公共団体

(2) 二枚貝養殖等を併用した高品質なノリ養殖技術の開発事業 [新規]

30 (一) 百万円

珪藻赤潮によるノリ色落ち対策として、ノリと栄養塩を競合する植物プランクトンを消費しつつ、栄養塩を添加（排出）する二枚貝養殖等を組み合わせた新たなノリ養殖技術を開発します。

（委託費）
委託先：民間団体等

3. 漁場改善対策

(1) 各地域の特性に応じた有明海の漁場環境改善実証事業

332 (322) 百万円

有明海の漁場生産力の向上を図るため、漁業者等が自ら行うことが可能な泥土の除去、ホトトギス貝の発生・分布状況の把握・駆除及び貧酸素水塊解消の技術開発・実証を行います。

（委託費）
委託先：民間団体等

(2) 有明海水産基盤整備実証調査＜公共＞

112 (112) 百万円

タイラギ漁場再生のため、おうとつふくさうねがたこう凹凸覆砂畝型工実証を行うとともに、成貝への成長に必要な好適環境条件の解明、覆砂漁場の維持管理手法の開発等を行います。

（国庫負担率：10/10）
事業実施主体：国

(関連対策)

水産基盤整備事業（水産環境整備事業）＜公共＞

10,862 (11,071) 百万円の内数

有明海等の海域特性に応じた漁場環境の改善を図るため、関係県の連携による覆砂・海底耕耘等の漁場整備を推進します。

（国庫負担率：1/2等）
事業実施主体：地方公共団体等

お問い合わせ先：		
1 の事業	農村振興局農地資源課	(03-6744-1709)
2 (1)、(2) の事業	水産庁裁培養殖課	(03-3501-3848)
3 (1) の事業	水産庁研究指導課	(03-3591-7410)
3 (2)、関連対策の事業	水産庁計画課	(03-3502-8491)

84 諫早湾干拓潮受堤防排水門の開門への対応に係る経費 【6, 191（7, 636）百万円】

対策のポイント

諫早湾干拓潮受堤防排水門の開門について、関連訴訟に適切に対応しつつ、関係者間の接点を探るとともに、開門することになった場合にも対応できるよう所要の予算を措置します。

<背景／課題>

- ・諫早湾干拓潮受堤防排水門の開門について、平成22年12月の福岡高裁判決による「開門義務」と、平成25年11月の長崎地裁の仮処分決定による「開門してはならない義務」という2つの相反する義務が存在しています。
- ・このため、関連訴訟に適切に対応するとともに、問題の解決に向け、関係者に対して話し合いを呼びかけ、接点を探ることが不可欠です。
- ・関連訴訟や関係者による話し合いについて予断することはできませんが、開門することになった場合にも対応できるよう所要の予算を措置する必要があります。

政策目標

関連訴訟に適切に対応しつつ、関係者間の接点を探るとともに、開門することになった場合にも対応できるようにする。

<主な内容>

1. 対策工事

開門することとなった場合に防災・農業・漁業への影響が生じないように、対策工事に要する予算を措置します。代替水源対策の海水淡水化施設等の整備については、国庫債務負担行為（平成27年度から2箇年で11,933百万円）を併せて措置します。

2. 施設管理

開門することとなった場合の施設管理に要する予算を措置します。

3. 環境調査

有明海、諫早湾等の水質、底質、生物・生態系等の調査を実施します。

（事業実施主体：国）

[お問い合わせ先：農村振興局農地資源課（03-6744-1709）]